

# 『仮設じゃない「復興住宅」』プロジェクト融資質権設定等依頼書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

債権者 〒152-0031  
東京都目黒区中根 1-10-18  
天然住宅バンク 理事長 田中 優  
Tel : 03-5726-4226

債務者① 〒989-5401  
宮城県栗原市鶯沢袋島巡 4 4-1  
栗駒木材株式会社 代表取締役 菅原 正義  
TEL : 0228-55-3261

債務者②

質権設定者 住所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

天然住宅バンクに対する出資（以下「出資」という）に対して、下記の通り、質権の設定を行うほか、求償権の行使については、天然住宅バンクを常任代理人とすることを依頼します。

## 記

質権設定口数 \_\_\_\_\_ 口（最低5万口<円>からの出資額をご記入ください）

質権設定された口数全額が『仮設じゃない、「復興住宅」』プロジェクトに使われます。  
出資金は5年間据え置きで、途中で払い出すことができません。

設定の事由 『仮設じゃない、「復興住宅」』プロジェクト融資に担保差し入れのため

被担保債務 上記債権者と上記債務者の間で交わされる金銭消費貸借契約のうち、  
本契約に基づいて担保されたものであることを明示した契約。

『仮設じゃない、「復興住宅」プロジェクト』への応援メッセージ（期待することetc）  
（ホームページ等でご紹介させていただく場合があります）

メッセージを公表しても良い

氏名（ハンドルネーム）：

職業：

都道府県： 年齢： 男 女

メッセージを公表しない

## 約 定

- 第1条 質権設定者は、質権設定口数の出資を、被担保債務に対する担保として天然住宅バンクに差し入れる。
- 第2条 天然住宅バンクは質権の設定を行う。
- 第3条 質権設定者に求償権が発生した場合には、天然住宅バンクを常任代理人とする。
- 第4条 質権設定者は、債権者がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しない。
- 第5条 質権設定者が債権者と債務者との取引について、ほかの保証もしくは担保提供をしている場合には、その保証もしくは担保提供は、本契約によって変更されないものとする。
- 第6条 質権設定者が、将来債権者に対して、ほかの保証もしくは担保提供をした場合にも、前条に準ずるものとする。